**住宅用家屋証明書**

　（イ）第41条

特定認定長期優良住宅以外

　　　　　　　　　　　　　　（ａ）新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　（ｂ）建築後使用されたことのないもの

　　　　　　　　　　　　　　特定認定長期優良住宅

　　　　　　　　　　　　　　（ｃ）新築されたもの

　租税特別措置法施行令　　　（ｄ）建築後使用されたことのないもの

　　　　　　　　　　　　　　認定低炭素住宅

　　　　　　　　　　　　　　（ｅ）新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　（ｆ）建築後使用されたことのないもの

　　　　　　　　　　　　（ロ）第42条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　　　　　　　　　　　　（ａ）第42条の２の２に規定する特定の増改築等がされた

家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　　　　（ｂ）（ａ）以外

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所 | 菊川市 |
| 申請者の氏名 |  |
| 家屋の所在地 | 菊川市 |
| 家屋番号 | 　番 |
| 床面積 | １階　㎡　１階以外　㎡　合計　㎡ |
| 構造 | 　造　ぶき　階建 |
| 取得の原因（移転登記の場合） | （１）売買　（２）競落 |
| 備考 |  |

静岡県菊川市長